

平成29年度 島根県立盲学校理療科教育職員(教諭・実習助手)

採用候補者選考試験実施要項

島根県教育委員会

1 目的

この試験は、平成29年度の島根県立盲学校理療科教育職員の採用候補者を選考するために行います。

2 募集職種、職務の概要及び採用予定人数

募集職種	職務の概要	採用予定人数
理療科教諭	理療科の授業・実習を行う。	若干名
理療科実習助手	理療の実習について、教諭の職務を助ける。	若干名

3. 出願資格

(1) 理療科教諭

次の①～③のすべてに該当する者が出願できます。

- ① 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
- ② 昭和32年4月2日以降に生まれた者
- ③ 特別支援学校自立教科教諭(理療)又は盲学校特殊教科教諭(理療)の普通免許状を所有する者(平成29年3月31日までに取得見込の者を含む)

(2) 理療科実習助手

次の①～③のすべてに該当する者が出願できます。

- ① 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
- ② 昭和47年4月2日以降に生まれた者
- ③ 三師免許状を所有する者(平成29年3月31日までに取得見込の者を含む)

【備考】日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。

4. 出願手続

- (1) 出願に必要な書類は、島根県教育庁学校企画課で交付する他、学校企画課のホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>) からダウンロードが可能です。

【提出書類】

- 願書 (原寸 A 4 判だが、A 3 判に拡大して提出しても可)
- 自己アピール (様式 2 に記入してください)
- 所有教員免許状の写し (平成 29 年 3 月卒業予定者はその在学先の発行する免許状取得見込証明書)
- 卒業見込証明書 (平成 29 年 3 月卒業予定者)
- 連絡用封筒 2 通 (角形 2 号の封筒に 365 円分の切手を貼付して、郵便番号、住所、氏名 (「様」をつける) を明記してください。)

(2) 書類等の受付

平成 28 年 10 月 20 日 (木) から 11 月 1 日 (火) まで

○郵送の場合は 11 月 1 日 (火) の消印有効とします。

○持参する場合の受付時間は、月～金曜日の 9 時～17 時とします。

郵送・持参のいずれの場合も、封筒の表に「**理療科教育職員選考試験願書在中**」と朱書してください。

- (3) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

(4) 書類等の提出先

〒690-8502

松江市殿町 1 番地

島根県教育庁学校企画課

5. 選考試験

- (1) 日 時 平成28年12月1日(木)
- (2) 場 所 松江市内中原町255-1 島根県教育センター
- (3) 内 容

試 験	時 間
受付・説明	8:50～ 9:00
小論文	9:00～ 9:50
専門教養・専門実技	10:00～11:10
面接(理療科教諭は教職 の口頭試問を含む)	11:20～

(4) 試験結果の通知

名簿登載の結果については、平成28年12月22日(木)午前9時に県庁前
掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。

あわせて学校企画課ホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>) に掲載します。

6. 採用候補者名簿登載等

- (1) 名簿の登載期間は、登載された日から平成30年4月1日までとします。
- (2) 名簿登載者には、健康診断書の提出を求めます。
- (3) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。
- (4) 選考結果の情報提供については、名簿に登載されなかった者のうち、希望する者
に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。
提供する情報は総合評価による区分とします。

7. その他

(1) この選考試験に関する問い合わせ先は次のとおりです。

〒690-8502

松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課人材育成スタッフ

Tel : 0852-22-5763

fax : 0852-22-5762

(2) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書（はがき可）で届け出て
ください。

(3) 提出書類については、一切返却しません。